

施策の柱	主な取組	現状	課題
廃棄物の発生抑制(リデュース)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●リデュース意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・県民や事業者への3Rの普及啓発 県広報誌、ホームページ、ラジオなどを活用し、ごみの減量に向けた取組の紹介等、3Rの促進等の啓発をしている。 ・環境教育・環境学習の推進 小中学校等へ県職員等による環境キャラバン隊の派遣等を行っている。 <p>H25年度からは、民間団体の活用等、講座内容や質の充実を図り、派遣回数増加。 (派遣回数(年間)) 従来: 15回～20回程度→H25年度: 45回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物については、総排出量、1人1日当たりの排出量とも若干減少しているものの、計画どおりには進歩していない。また、リサイクル率は基準年(H21年度)より下がっている。 ・産業廃棄物については、総排出量が基準年(H21年度)より増加している一方、リサイクル率は計画どおり上昇しており、最終処分量はすでに目標を達成している。 ・「県政世論調査」(別添資料)によると、リサイクルや不法投棄に対する意識は高いが、ごみの排出抑制や再利用に対する意識が相対的に低いという結果になっている。 ・国の第3次循環型社会形成推進基本計画(H25.5)においては、2Rの取組みがより進む社会経済システムの構築を推進することが挙げられている。 ・また、行政の環境への取組みについて、「環境学習に関する取組み」の項目は、現在の満足度で、「満足・やや満足」が20%以下、施策の重要度で「とても重要・まあ重要」が60%以上となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の排出量の一層の抑制のためには、県民、事業者、NPO等の団体、行政が相互の連携と適切な役割分担の下、できることから着実に進めることが必要である。 ■天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、リサイクルに先立って、2R(リデュース、リユース)を可能な限り推進する必要があり、より2Rを意識した啓発が必要となる。 ■各世代別に環境教育・環境学習の機会を充実させる必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ●リデュースに向けた取組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい消費行動の推進 「環境にやさしい買い物推進協議会(愛称: ネットワークグリーンコンシューマーかがわ)」において、買い物袋の持参やリサイクル商品の購入等、環境に配慮した消費者行動を推進し、環境にやさしいライフスタイルへの転換の呼びかけを行っている。 ・生産・流通段階でのリデュース、 多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者に対し、実効性のある産業廃棄物処理計画の提出等の指導を徹底するとともに、ホームページでこれらを公表している。 また、公共事業の実施については、計画段階から廃棄物の発生抑制に配慮し、発生の少ない工法や資材を採用して減量化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「県政世論調査」(別添資料)によると、リサイクルや不法投棄に対する意識は高いが、ごみの排出抑制や再利用に対する意識が相対的に低いという結果になっている。 ・「一般廃棄物処理事業実態調査」において、焼却処分されている一般廃棄物の組成(湿重量)を見ると、ちゅう芥類(38%)や紙、布類(27%)の割合が大きく、全体の65%を占めている。(一般廃棄物処理事業実態調査(別添資料参照)) ・県がH23年度に行った「事業系一般廃棄物実態調査」において、事業系一般廃棄物の組成についてのアンケートを見ると、紙類の組成が54.5%と非常に高い。 (事業系一般廃棄物実態調査(別添資料参照)) 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の排出量の一層の抑制のためには、県民、事業者、NPO等の団体、行政が相互の連携と適切な役割分担の下、できることから着実に進めることが必要である。 ■発生抑制を基本とした対策を検討する必要がある。(ちゅう芥類)
再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●リユース、リサイクル意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・県民や事業者への3Rの意識啓発<再掲> 県広報誌、ホームページ、ラジオなどを活用し、ごみの減量に向けた取組の紹介等、3Rの促進等の啓発をしている。 ・環境教育・環境学習の推進<再掲> 小中学校等へ県職員等による環境キャラバン隊の派遣等を行っている。 <p>H25年度からは、民間団体の活用等、講座内容や質の充実を図り、派遣回数増加。 (派遣回数(年間)) 従来: 15回～20回程度→H25年度: 45回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物については、総排出量、1人1日当たりの排出量とも若干減少しているものの、計画どおりには進歩していない。また、リサイクル率は基準年(H21年度)より下がっている。 ・産業廃棄物については、総排出量が基準年(H21年度)より増加している一方、リサイクル率は計画どおり上昇しており、最終処分量はすでに目標を達成している。 ・「県政世論調査」(別添資料)によると、リサイクルや不法投棄に対する意識は高いが、ごみの排出抑制や再利用に対する意識が相対的に低いという結果になっている。 ・また行政の環境への取組みについて「ごみの分別、リサイクル対策」の項目は、現在の満足度では、「満足・やや満足」が50%以上、将来の重要度が「とても重要・まあ重要」が80%以上という結果になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物のリユース、リサイクルの一層の推進のためには、県民、事業者、NPO等の団体、行政が相互の連携と適切な役割分担の下、できることから着実に進めることが必要である。 ■天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、リサイクルに先立って、2R(リデュース、リユース)を可能な限り推進する必要があり、より2Rを意識した啓発が必要となる。 ■各世代別に環境教育・環境学習の機会を充実させる必要がある。

香川県廃棄物処理計画(H23~27)に基づく施策の実施状況について

施策の柱	主な取組	現状	課題
	<ul style="list-style-type: none"> ●市町におけるリサイクルの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町担当者会において、県内外の先進事例等情報提供している。 ・H25年10月より全市町が小型家電リサイクルに取り組んでおり、県民への広報等により市町の取組みの支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法の対象10品目について、10市町が10品目、5市町が9品目、2市町が8品目の分別収集を行っている。 ・市町では、住民の分別意識の低下等を招くことがないよう、資源ごみの持去り防止条例等を制定し、対策に取り組んでいる。(条例2市、要綱1市1町(H26.4現在)) ・リサイクル率は市町によって相当な差がある(H24:最大31.9%、最小8.7%)。 ・「一般廃棄物処理事業実態調査」において、焼却処分されている一般廃棄物の組成(湿重量)を見ると、ちゅう芥類(38%)や紙、布類(27%)の割合が大きく、全体の65%を占めている。(一般廃棄物処理事業実態調査別添資料参照) ・県がH23年度に行った「事業系一般廃棄物実態調査」において、事業系一般廃棄物の組成についてのアンケートを見ると、紙類の組成が54.5%と非常に高い。(事業系一般廃棄物実態調査別添資料参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ■一般廃棄物の処理に関する市町の責務が十分は果たせるよう、引き続き必要な技術的助言に努める。 ■一般廃棄物のリサイクル率が低い市町に、先進的な取組み事例を紹介するなどして、リサイクル率の底上げを図る必要がある。また、リサイクルの促進に向けて、創意工夫を凝らした具体的な取組みを行う必要がある。 ■一般廃棄物の中の、ちゅう芥類や紙、布類について、排出量の削減・リサイクルに取り組む必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ●各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル制度の適正な運用が行われるよう啓発、助言、指導、監督等を行っている。 ・家電リサイクル制度におけるリサイクル料金の前払い制度の導入、生産者による廃棄物回収システムの拡大、容器包装リサイクル制度における事業者責任の強化などについて、国に対し政策提案・要望を行っている。 ・リサイクル製品の普及や環境配慮行動の促進のため、リサイクル製品や環境配慮モデル事業所の認定を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間による店頭回収なども資源回収の受け皿になっている。また、ペットボトルについて民間回収分の品質は市町回収分と同様に品質が高い状況である。 ・H25年4月から小型家電リサイクル法が施行され、県内ではH25年10月から全市町において回収が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各種リサイクル制度の適正な運用が行われるよう引き続き、啓発、助言、指導、監督等を行う必要がある。 ■従来の市町での回収率に加え、民間での資源回収等、多様な回収ルートの普及・促進を図り、質の高い資源回収に取り組む必要がある。 ■小型家電リサイクルについては、制度の周知等により制度を定着させるとともに、回収量の拡大に取り組む必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ●環境産業の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発等への支援 環境産業を含む「エネルギー関連分野」の関連産業を育成するとともに、技術開発の支援に取り組んだ。 ・リサイクル施設の整備促進 広域的なリサイクル体制構築のため、県外企業の立地が期待されるリサイクル関連の施設については、企業誘致の対象として用地情報の提供や各種行政手続などをワンストップサービスで支援し、整備を促進している。 ・エコタウン事業の推進 直島町において、環境産業の創出による地域の活性化を目指し、循環型社会のモデル事業として推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の事業者からの相談等に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■リサイクル制度の拡充について、引き続き国に働きかける必要がある。 ■引き続き技術開発支援や企業誘致を行う必要がある。 ■環境産業育成のための新たな取組みについて検討する必要がある。

香川県廃棄物処理計画(H23~27)に基づく施策の実施状況について

施策の柱	主な取組	現状	課題																																										
	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル製品の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル製品等の認定と利用促進 リサイクル製品や環境負荷の低減に取り組んでいる事業所を「モデル」として認定し、そのPR等を行っている。 H13年に策定した「グリーン購入推進ガイドライン」に基づき環境物品等の調達に努めている。 ・再生資材の利用促進 公共事業では、再生碎石や再生加熱アスファルト混合物の使用を徹底するとともに、豊島溶融スラグについては、豊島廃棄物等処理事業が完了するまで使用を継続する。 	<p>(香川県環境配慮モデル事業認定状況 H26.4.1 現在)</p> <p>認定リサイクル製品 42 製品（累計認定数 49 製品）</p> <p>認定環境配慮モデル事業所 16 事業所（累計認定数 19 事業所）</p> <p>(H25 年度グリーン購入実績)</p> <p>環境物品購入割合 94.1%</p> <p>(H25 年度土木部発注工事再生資材利用状況)</p> <p>再生碎石が 95.3%</p> <p>再生加熱アスファルトが 88.9%（小豆島を除くと、96.5%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■引き続き、リサイクル製品の利用促進に向けた情報提供等に取り組んでいく必要がある。 ■引き続き、グリーン購入の推進などを通じてリユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達に努める必要がある。 																																										
廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理施設の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の整備促進 市町に対し、適切な施設整備が行えるよう環境省の交付金活用等含め支援を行った。（H23～26年：3市町2一部事務組合が8施設の整備に着手） ・産業廃棄物処理施設の整備促進 設置許可申請者に対し、生活環境影響調査方法等について相談対応を行うなど、適正な施設整備が行えるよう事業者を指導している。 ・廃止した廃棄物処理施設の適正管理 廃止した廃棄物処理施設の解体や埋め立てが終了した最終処分場の維持管理等、設置者に対し適切に指導・監督を行っている。 	<p>・市町設置一般廃棄物施設整備状況(H26.4現在)</p> <p>焼却施設 7 施設、最終処分場 11 施設、再資源化施設 16 施設</p> <p>延命化のため改良工事を計画している施設 2 施設</p> <p>・産業廃棄物処理施設整備状況(H26.3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設の種類</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中間 処理</td> <td>汚泥の脱水施設</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>汚泥の乾燥施設</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>汚泥の焼却施設</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>廃油の油水分離施設</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">最終 処分</td> <td>廃酸、廃アルカリの中和施設</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類の破碎施設</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類の焼却施設</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>汚泥のコンクリート固化施設</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">最終 処分</td> <td>産業廃棄物の焼却施設</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>木くずの破碎施設</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>がれきの破碎施設</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>最終 処分</td> <td>安定型（埋立中）</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>最終 処分</td> <td>管理型（埋立中）</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>最終 処分</td> <td>小計</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>209</td> </tr> </tbody> </table> <p>・最終処分場の残余年数(H24 年度末現在)は、一般廃棄物が約 14 年、産業廃棄物が約 15 年となっている。</p> <p>・県内の処理事業者数は下記のとおり</p> <p>一般廃棄物 297 業者(H24 年度末) 産業廃棄物 1,894 業者(H25 年度末)</p> <p>・廃棄物処理施設は、必要不可欠な重要施設であるが、その設置に反対されることも珍しくない。</p> <p>・未解体の廃止した焼却施設 6 施設</p>	施設の種類		施設数	中間 処理	汚泥の脱水施設	37	汚泥の乾燥施設	1	汚泥の焼却施設	2	廃油の油水分離施設	1	最終 処分	廃酸、廃アルカリの中和施設	1	廃プラスチック類の破碎施設	20	廃プラスチック類の焼却施設	5	汚泥のコンクリート固化施設	1	最終 処分	産業廃棄物の焼却施設	22	木くずの破碎施設	40	がれきの破碎施設	59	小計	189	最終 処分	安定型（埋立中）	11	最終 処分	管理型（埋立中）	9	最終 処分	小計	20		合計	209	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の適正な処理を推進するため、廃棄物処理施設の整備を促進する必要がある。 ■静脈産業の基幹施設である廃棄物処理施設は、必要不可欠な重要施設であることから、廃棄物処理施設に対する県民の理解を確保する必要がある。
施設の種類		施設数																																											
中間 処理	汚泥の脱水施設	37																																											
	汚泥の乾燥施設	1																																											
	汚泥の焼却施設	2																																											
	廃油の油水分離施設	1																																											
最終 処分	廃酸、廃アルカリの中和施設	1																																											
	廃プラスチック類の破碎施設	20																																											
	廃プラスチック類の焼却施設	5																																											
	汚泥のコンクリート固化施設	1																																											
最終 処分	産業廃棄物の焼却施設	22																																											
	木くずの破碎施設	40																																											
	がれきの破碎施設	59																																											
	小計	189																																											
最終 処分	安定型（埋立中）	11																																											
最終 処分	管理型（埋立中）	9																																											
最終 処分	小計	20																																											
	合計	209																																											

施策の柱	主な取組	現状	課題
	<ul style="list-style-type: none"> ●適正処理に対する指導・監督等 <ul style="list-style-type: none"> ・市町における適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> 市町における適正処理について助言等を行っている。 ・排出事業者に対する指導・監督 <ul style="list-style-type: none"> ホームページ等により排出者に対して適正処理のための情報提供や必要に応じ立入検査を行っている。 ・処理業者、処理施設に対する指導・監督 <ul style="list-style-type: none"> 処理業者、処理施設に対し、各種制度の適正な運用、産業廃棄物の適正処理のため産業廃棄物指導監視機動班を中心とした指導監視、各立入指導や講習会の開催の際に、マニフェストの適正な運用の指導を行っている。また、処理業者及び多量排出事業者に対し電子マニフェストの周知、働きかけを行っている。 ・優良な処理業者の育成 <ul style="list-style-type: none"> 優良認定を受けた処理業者（優良産廃処理業者）を、ホームページで公表するなど、優良な処理業者が排出事業者に選択されやすくなるような環境づくりに努めている。 ・県外産廃の搬入規制の堅持と適正な循環的利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> 県外産廃の搬入規制の堅持と適正な循環的利用の促進のため、循環事業者及び廃棄物を搬入する事業者に事前協議義務を課し、書類審査及び立入検査を実施。また、循環事業者に循環的な利用の状況を定期的に報告させ、その内容を公表している。 ・不適正処理に対する迅速かつ厳正な対応 <ul style="list-style-type: none"> 不適正処理事案を発見した場合には、現場にて口頭指導を行い、必要に応じて指導票や改善指示書を交付するなど行政指導、悪質な場合には行政処分を行っている。 ●各種廃棄物の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> 県は、「県地域防災計画」の中に、「廃棄物処理計画」等を定め、大量に発生する廃棄物の迅速かつ適切な処理の基本的な方向性を示しており、市町にも具体的な計画の作成を働きかけてきた。 ・感染性廃棄物の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> 法令や感染性廃棄物処理マニュアルに沿った感染性廃棄物の適正な管理、処理が実施されているか医療機関への検査や訪問看護ステーションへの実地指導等を実施している。 ・海岸漂着物等の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> さぬき瀬戸クリーンリレー等ボランティアによる海岸清掃活動の支援や、漁業者・山間部を含むすべての市町・県の三者協働による海底堆積ごみ回収・処理事業に取り組む等、陸域・海域一体となった総合的な海ごみ対策を推進している。 ・P C B 廃棄物の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> P C B 廃棄物は、P C B 廃棄物処理計画に従って処理を進めている。 ・アスベスト廃棄物の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> 県では、産廃の收集運搬、処理事業者に対し、立入検査や講習会の開催等を通じ、アスベスト含有廃棄物の適正な処理について指導を行っている。また、建設リサイクル法に基づき解体工事現場や解体請負業者の事務所への一斉パトロールを行い、廃棄物の分別や適正処理について、点検、指導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「県政世論調査」(別添資料)によると、「廃棄物の不法投棄対策」の項目において、将来の重要度は非常に高く、現在の取組み状況の満足度は非常に低い状況になっている。 ・優良産廃処理業者 50 事業者 (H26. 10 現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理施設の整備促進と適切な管理の確保や優良な廃棄物処理業者の育成を行うとともに、排出事業者や処理業者に対する監視指導を一層充実させる必要がある。 ■引き続き、処理施設の適切な維持管理を指導する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ●各種廃棄物の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県民の安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえ、安心・安全がしっかりと確保された廃棄物の処理体制の構築が求められている。 ・県では現在、一般社団法人香川県産業廃棄物協会 (H20)、公益社団法人香川県浄化槽協会 (H18) と災害時の活動等に関する協定を結んでいる。 ・すべての市町計画において、災害廃棄物処理の記述はされたが、仮置場など具体的な記載は一部の市町のみ。H26 年 1 月には国の「防災基本計画」が変更されるとともに、3 月には国から「災害廃棄物対策指針」が示され、県、市町に対してより実効性のある「災害廃棄物処理計画」の策定が求められている。 ・P C B 廃棄物は、H 26 年 6 月末までにトランス・コンデンサ類 1,680 台、安定器等約 75t の県内の高濃度 P C B 廃棄物が日本環境安全事業(株)北九州事業所に搬出・処理された。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引き続き、各種廃棄物の適正処理に努める必要がある。 ■廃棄物処理は、安全・安心が重要であり、特に有害物質を含む廃棄物を適正に処理する体制がしっかりと整備されることが必要である。 ■災害廃棄物の処理主体である市町と連携を図りながら、県・市町双方で、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。 ■P C B 廃棄物については、引き続き処理期限までに適正な処理を行う必要がある。 	

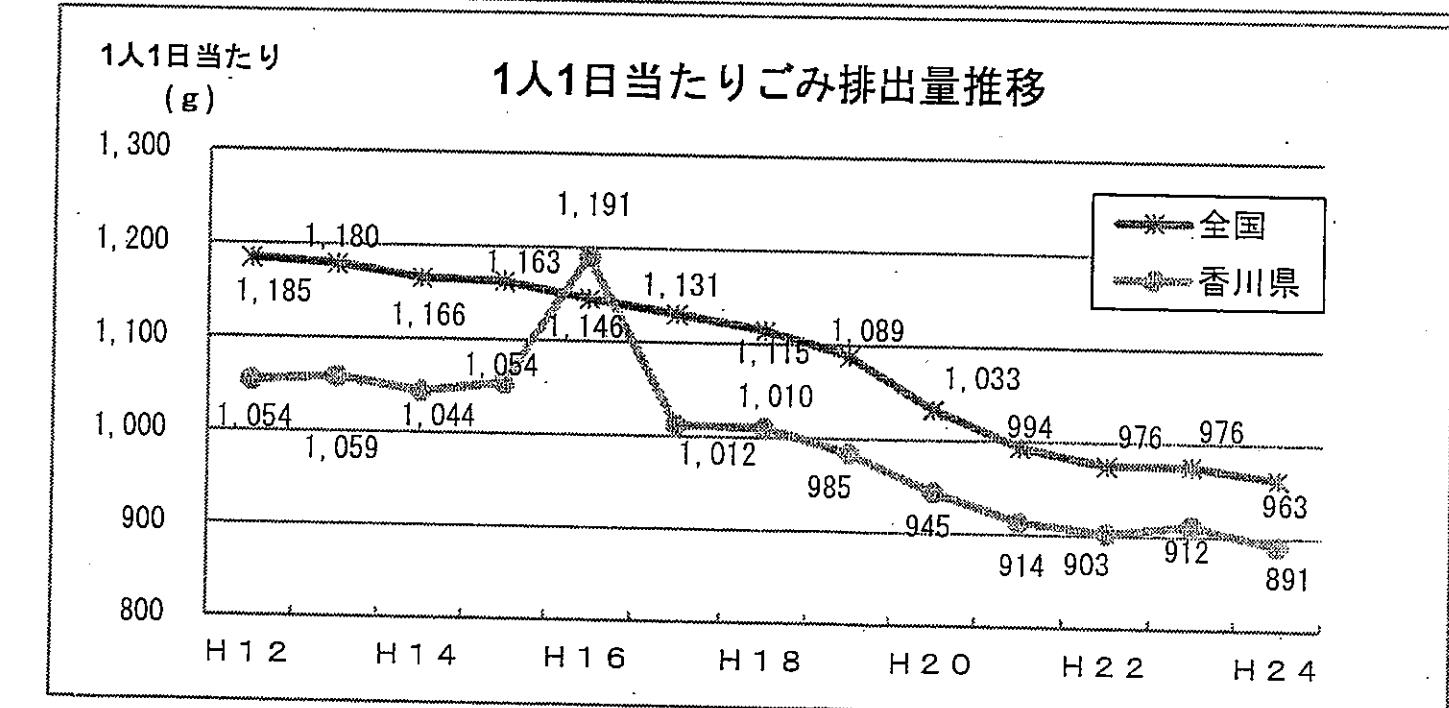
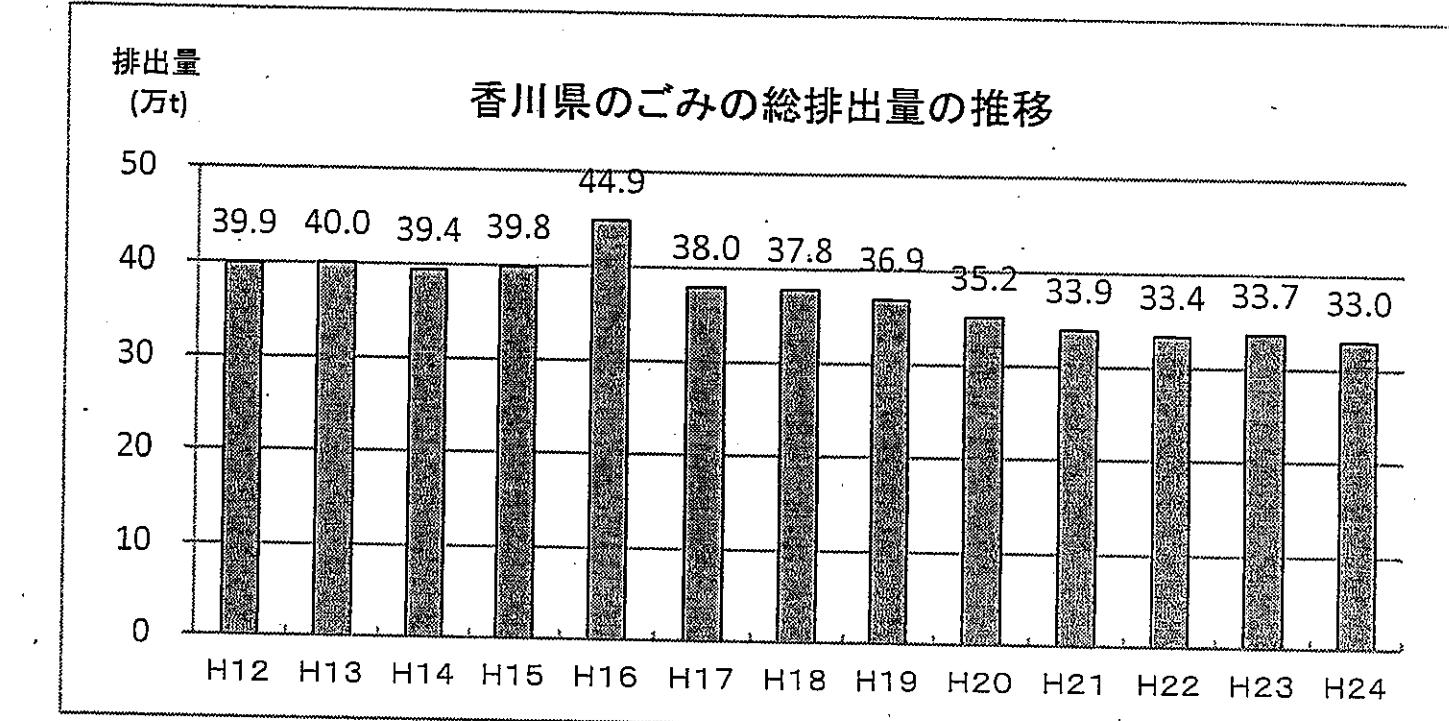
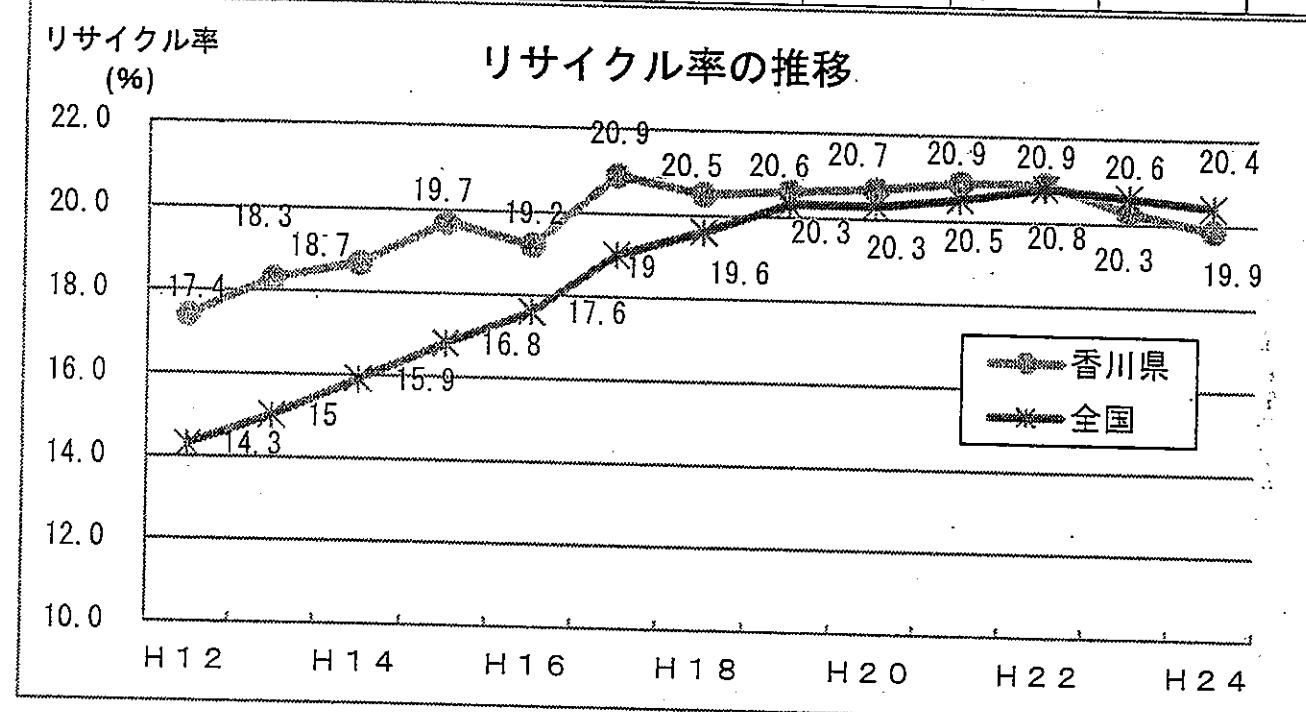
香川県廃棄物処理計画(H23~27)に基づく施策の実施状況について

施策の柱	主な取組	現状	課題						
	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県民や事業者に対する啓発・指導 ・ラジオや広報誌、ホームページ等で不法投棄防止の呼びかけを行っている。 ・県民との協働による美化活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 河川流域の地域全体で、行政・住民が一体となって水環境を保全・創出するための活動に取り組む香の川創生事業や県道の清掃や緑化などを行うボランティア団体を支援する香川さわやかロード事業などを実施している。 ・監視・通報体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 不適正処理の早期発見・指導を行うため、「香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を中心にヘリコプターによる上空からの合同パトロールの実施、夜間や休日のパトロール（民間委託）、県民からの通報を受け付ける「廃棄物110番」の設置等を行っている。 ・関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> 希望する市町の職員に対し産業廃棄物処理施設等への「立入検査証」の交付や、隣接県との電話・メール等の情報交換を行い、必要であれば隣接県担当者との会議等を行い不適正処理に迅速に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民からの通報や苦情の件数は減少傾向にあるものの、不法投棄は依然として後を絶たない状況である。また、野焼きに関する苦情が多い状況が続いている。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">110番受理</td> <td style="width: 30%;">H22：14件</td> <td style="width: 40%;">→ H25：11件</td> </tr> <tr> <td>苦情処理（野焼きの苦情）</td> <td>H22：369件（125件）</td> <td>→ H25：119件（40件）</td> </tr> </table> ・県民との協働による美化活動の実施については、意識啓発の部分で大きな効果を上げている。 ・「県政世論調査」（別添資料）によると、「廃棄物の不法投棄対策」の項目について、重要度は非常に高く、満足度は非常に低いという結果になっている。 	110番受理	H22：14件	→ H25：11件	苦情処理（野焼きの苦情）	H22：369件（125件）	→ H25：119件（40件）	<ul style="list-style-type: none"> ■県民の意向を踏まえ、より一層不法投棄対策に取り組む必要がある。 ■引き続き、野焼き禁止の周知・指導を行う必要がある。 ■引き続き、県民との協働による美化活動を実施する必要がある。
110番受理	H22：14件	→ H25：11件							
苦情処理（野焼きの苦情）	H22：369件（125件）	→ H25：119件（40件）							
	<ul style="list-style-type: none"> ●豊島廃棄物等処理事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・豊島廃棄物等処理事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 直島の中間処理施設で豊島廃棄物等の焼却・溶融処理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H12年に成立した調停条項に従い、H15年から本格的な処理を開始しており、H26年10月末までの処理量は、71万トン余で、廃棄物等全体推計量約91万9千トンの約78%に当たる。 71万トン 91.1%.. ・処理に伴い発生する溶融スラグは、これまで31万1千トン余を販売し、H16年から土木用材料として公共事業等に有効利用している。 ・豊島廃棄物等処理事業が周辺環境に及ぼす影響を適切に評価するため、水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭などの項目について、モニタリング調査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■調停条項に従い、H28年度末までに豊島廃棄物等の処理を終える必要がある。 						

<一般廃棄物>

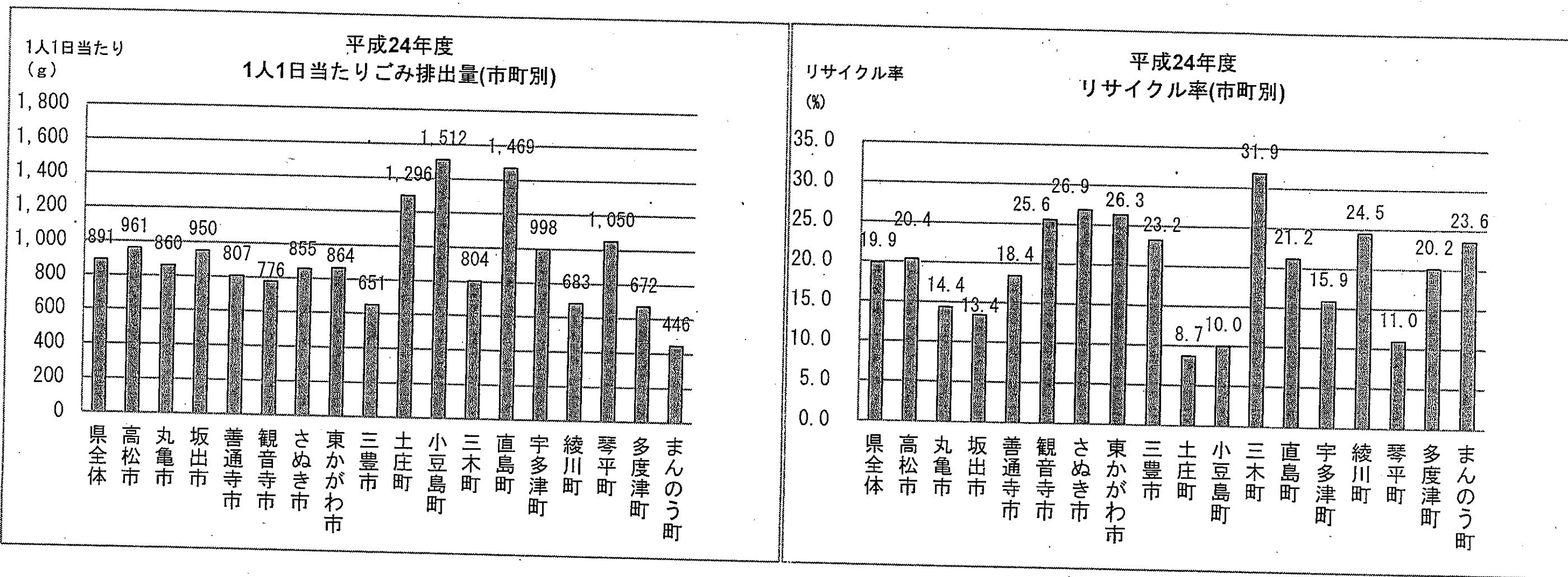
計画目標の達成状況 一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

	指標	単位	H21	H22	H23	H24	H27 目標	進 捗
一般廃棄物	一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量	万t	33.9	33.4	33.7	33.0	30.5	B
	一般廃棄物(し尿を除く)の1人1日当たりの排出量	g	914	903	912	898	854	B
	一般廃棄物のリサイクル率	%	20.9	20.9	20.3	19.9	24	D
	一般廃棄物の最終処分量	万t	4.3	4.2	4.2	3.9	3.5	A



一般廃棄物については、市町が処理主体となっている。ごみの総排出量や一人1日当たりの排出量は若干減少しているものの、計画通りには進捗していない。また、最終処分量については減少傾向で推移している。

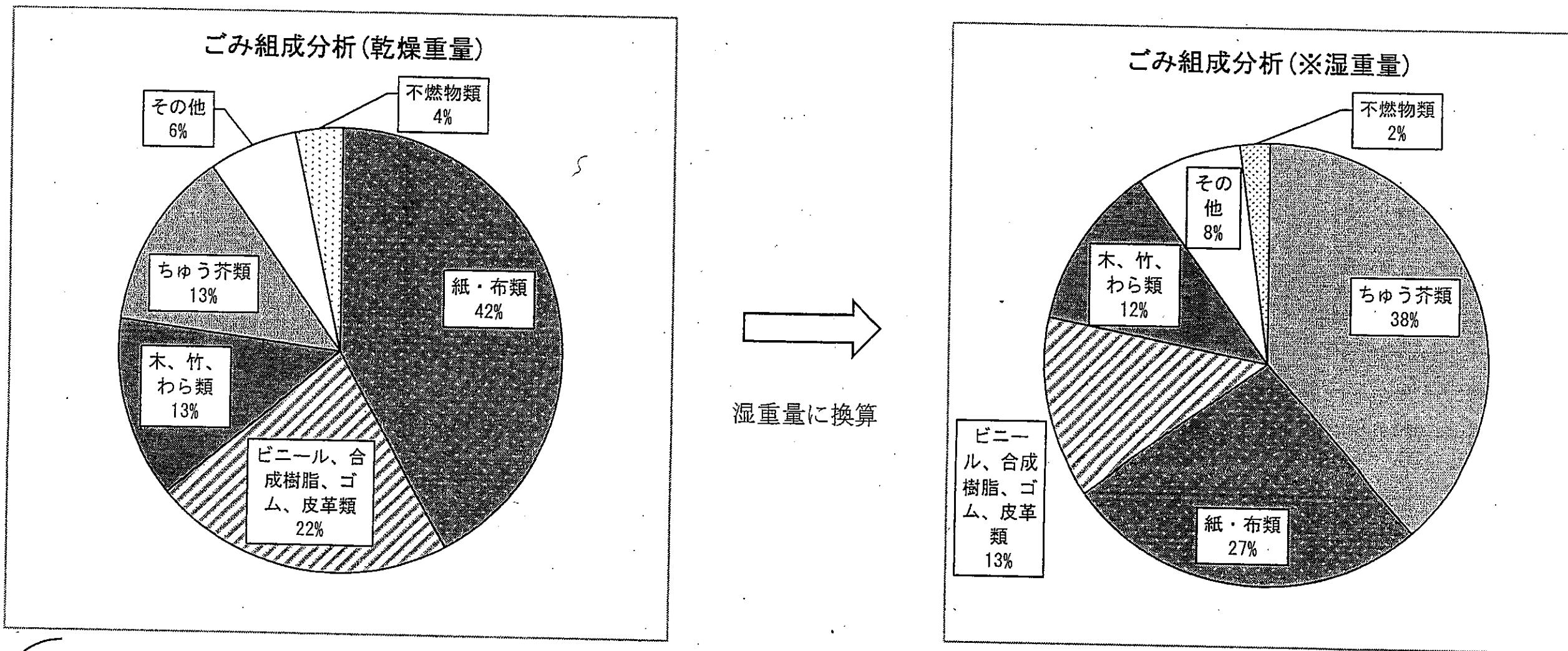
一方、市町に排出されたごみのリサイクル率は基準年(21年度)より低下している状況ではあるが、最近では、民間による店頭回収なども資源回収の受け皿になっている。



市町ごとに見てみると、1人1日当たりの排出量やリサイクル率について大きな差異が見受けられる。1人1日当たりの排出量については、小豆島町、木町、さぬき市、東かがわ市、観音寺市は25%以上で高い。

焼却施設搬入ごみ組成分析結果(平成25年度県実績)

焼却施設に搬入されるごみの組成は、一般廃棄物処理事業実態調査において、乾燥重量でその割合が示されているが、これをごみ排出時の状態である湿重量に換算すると、ちゅう芥類が38%と最も多く、次いで紙・布類が27%となっている。



※湿重量への換算方法

個別品目の乾燥重量に水分量% (右表: 環境省九州地方環境事務所) を乗じて推計。

個別品目の水分量

組成	固有水分(参考)%
紙・布類	7
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	1
木・竹・わら類	35
ちゅう芥類	80
不燃物類	5
その他	50

事業系一般廃棄物実態調査結果(平成24年3月)

平成21年経済センサス基礎調査による香川県内の事業所(53,880事業所)のうち、民営の事業所(51,982事業所)の中から従業員規模等を考慮し、2,500事業所を抽出して調査対象とし、1,254事業所から回答があった。

問12 貴事業所が出しているごみの中にはどのようなものが含まれていますか。

1週間あたりの平均的な量について、次の品目ごとに容積比で記入してください(数字回答)

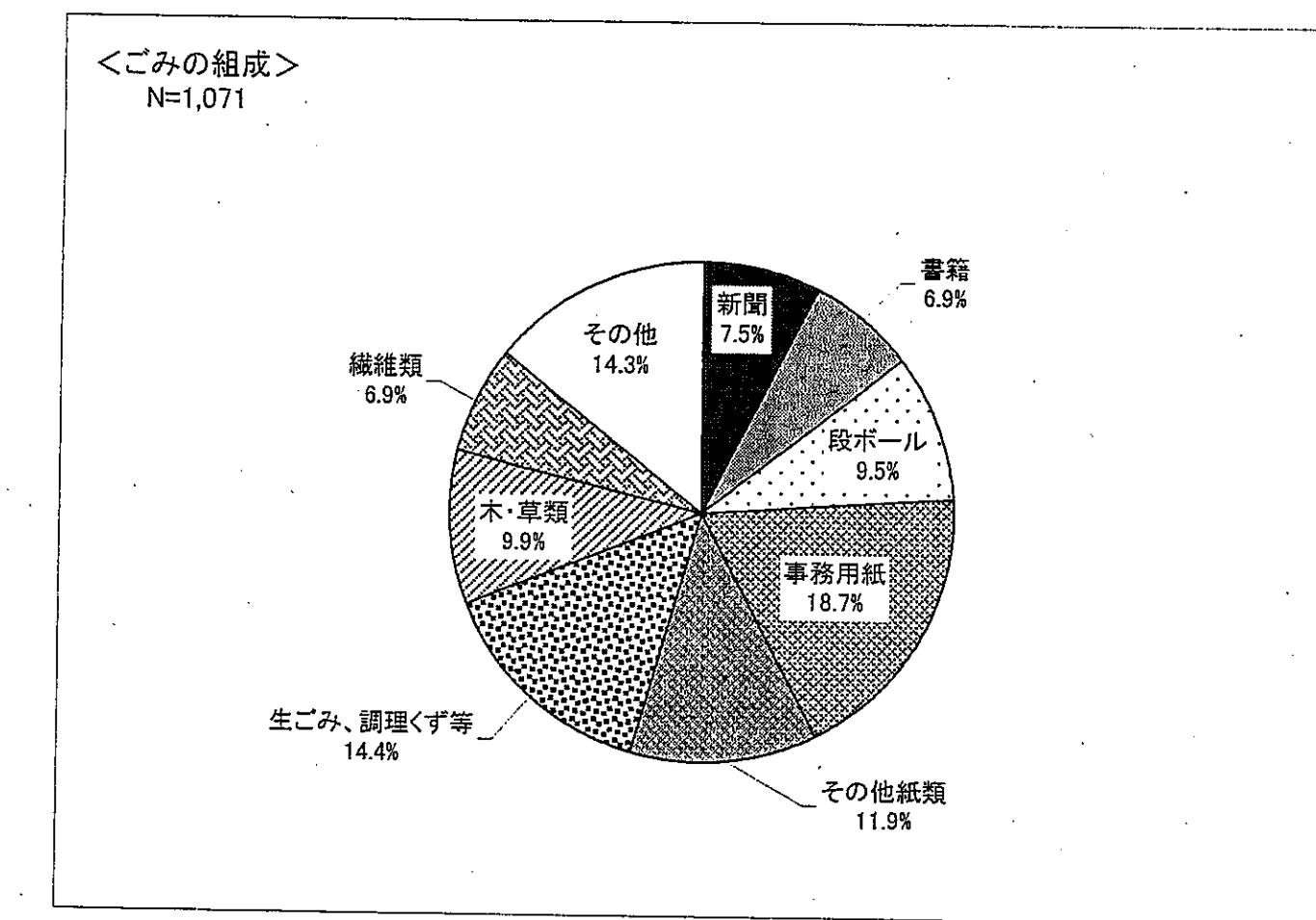
(当該項目の回答数:1,071)

回答内容を元に、ごみの組成を算出した。

- 全体で見ると『事務所用紙(コピー用紙等)』(18.7%)が最も割合が多く、次いで『生ごみ、調理くず等』(14.4%)、『その他』(14.3%)の順となっており、紙類については全体の54.5%を占めている。

品目	割合(%)
1 新聞	7.5
2 書籍	6.9
3 ダンボール	9.5
4 事務所用紙(コピー用紙等)	18.7
5 その他紙類(紙パック等)	11.9
6 生ごみ、調理くず等	14.4
7 木、草類	9.9
8 繊維類	6.9
9 その他	14.3
全体	100

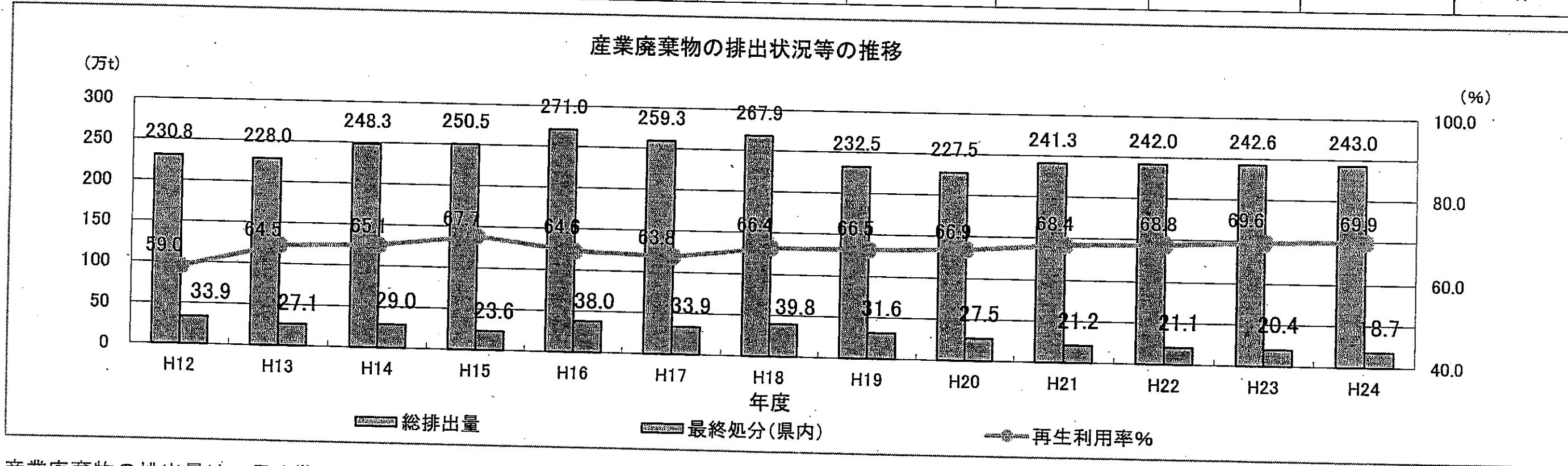
54.5%



＜産業廃棄物＞

計画目標の達成状況 産業廃棄物減量化・リサイクル状況（処分実績等）調査（香川県）

	指標	H21	H22	H23	H24	H27 目標	進捗
産業廃棄物	産業廃棄物の総排出量(万t)	241.3	242.0	242.6	243.0	234	D
	産業廃棄物のリサイクル率(%)	68.4	68.8	69.6	69.9	70	A
	産業廃棄物の最終処分量(万t)	21.2	21.1	20.4	18.7	20	A



産業廃棄物の排出量は、最少※となった平成 20 年度の 227.5 万トンを境に微増傾向に転じ、平成 24 年度は 243.0 万トンとなっている。リサイクル率については、リサイクル技術の普及等によって、平成 12 年度の 59.0% から平成 24 年度は 69.9% と増加している。

最終処分量は、再生利用量と密接に関係しており、リサイクル率の増加等に伴い、最終処分量は減少する。リサイクル率が平成 12 年度の 59.0% から平成 24 年度の 69.9% に増えたことにより、平成 12 年度に 33.9 万トンあった最終処分量は、平成 24 年度には 18.7 万トンまで減少している。

産業廃棄物のリサイクル率はリサイクル意識や技術の向上により年々上昇しており、平成 24 年度は 69.9% と目標まであと 0.1 ポイントである。それに伴って、最終処分量は年々減少し、平成 24 年度は 18.7 万トンと目標値である 20 万トンを達成した。一方で、景気動向に左右される総排出量は近年横ばいが続いている。

※ 排出量等調査を毎年度実施するようになった後（平成 12 年度以後）